

国立大学法人京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程新旧対照表

改正前	改正後																								
<p>(前 略) (始業及び終業の時刻) 第4条 教職員の勤務の始業及び終業の時刻は次のとおりとする。 (1) 始業 午前8時30分 (2) 終業 午後5時15分 2 (略) 3 第1項の規定にかかわらず、別表第1に掲げる教職員についての始業及び終業の時刻は、同表に定めるところによる。 4 (略) (後 略)</p> <p>別表第1 (第4条、第5条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">教職員の区分</th> <th style="text-align: center;">始業及び終業の時刻</th> <th style="text-align: center;">休憩時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>環境安全保健機構附属放射性同位元素総合センターに勤務する職員のうち、環境安全保健機構長が指定する者</td> <td>午前9時から午後6時まで</td> <td>正午から午後1時15分まで</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2～5 (略)</p>	教職員の区分	始業及び終業の時刻	休憩時間	(略)			環境安全保健機構附属放射性同位元素総合センターに勤務する職員のうち、環境安全保健機構長が指定する者	午前9時から午後6時まで	正午から午後1時15分まで	(略)			<p>(始業及び終業の時刻) 第4条 (1) (2) 2 } (同 左) 3 } 4 }</p> <p>附 則 この規程は、令和4年4月1日から施行する。</p> <p>別表第1 (第4条、第5条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">教職員の区分</th> <th style="text-align: center;">始業及び終業の時刻</th> <th style="text-align: center;">休憩時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(同 左)</td> </tr> <tr> <td>環境安全保健機構に勤務する職員のうち、環境安全保健機構長が指定する者</td> <td style="text-align: center;">(同 左)</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(同 左)</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2～5 (同 左)</p>	教職員の区分	始業及び終業の時刻	休憩時間	(同 左)			環境安全保健機構に勤務する職員のうち、環境安全保健機構長が指定する者	(同 左)		(同 左)		
教職員の区分	始業及び終業の時刻	休憩時間																							
(略)																									
環境安全保健機構附属放射性同位元素総合センターに勤務する職員のうち、環境安全保健機構長が指定する者	午前9時から午後6時まで	正午から午後1時15分まで																							
(略)																									
教職員の区分	始業及び終業の時刻	休憩時間																							
(同 左)																									
環境安全保健機構に勤務する職員のうち、環境安全保健機構長が指定する者	(同 左)																								
(同 左)																									